

令和 6 年度

十三湖農地防災事業

内水面漁業権等調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 この特別仕様書は、令和6年度十三湖農地防災事業内水面漁業権等調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号、一部改正令和5年11月13日）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 調査目的

芦野頭首工建設工事に伴う影響が予測されるため、一級河川岩木川における漁業権等調査を工事着工前の平成28年度に実施している。本調査は岩木川漁協との協定に基づき事業完了年度においても同調査を行い、工事前後の状況を比較することにより影響の有無を確認するものである。

また、本年度実施する芦野頭首工旧管理棟の解体撤去に伴い、工事振動による影響が予測されるため、周辺建物の調査を併せて行うものである。

(2) 実施場所

《内水面漁業権等調査》

青森県弘前市、つがる市、五所川原市、藤崎町、板柳町、鶴田町、中泊町、西目屋村 地内
(別添 業務施行位置図のとおり。)

《建物等調査》

青森県つがる市稲垣町繁田袋井地内 他
(別添 業務施行位置図のとおり。)

(3) 調査区域

《内水面漁業権等調査》

青森県内の岩木川本流の区域

《建物等調査》

調査建物 5棟

(4) 関係漁業協同組合（内水面漁業権等調査）

岩木川漁業協同組合

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者

の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年(短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 7 年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年(短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者。

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年(短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者。

(低入札価格契約における第三者照査)

第6条 予定決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 13 条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性の評価）

第 7 条 履行確実性評価の達成状況の確認

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 次の審査項目①～③において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

①業務内容に対応した費用が計上されているか。

②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

- ③ 品質管理体制が確保されているか。
- (2) 次の審査項目④において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ④ 再委託への支払いは適正か。
- (3) その他、業務計画書等に表示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

第2章 貸 与 資 料 等

(貸与資料等)

第8条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
平成28年度 十三湖農地防災事業 内水面漁業権等調査業務 成果物	一 式	
平成28年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工ほか用地測量業務 成果物	一 式	H28年度の管理棟建築工 事で建物事前調査実施
その他必要な資料	一 式	

第3章 作 業 項 目 及 び 内 容

(作業項目及び数量)

第9条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 内水面漁業権等調査 (計画準備)	1 業務	
(2) 内水面漁業権等調査 (現地踏査)	1 業務	
(3) 漁業権等調査	1 漁業権	
(4) 漁業協同組合概要調査	1 漁協	
(5) 漁獲量調査	1 漁協	
(6) 遊漁料収入調査	1 漁協	
(7) 漁法別出漁日数調査	1 漁協	
(8) 増殖事業実績調査	1 漁協	
(9) 魚価調査	1 漁協	
(10) 漁業経営費調査	1 漁協	
(11) 収益率の算定	1 漁協	

(12) 漁場環境概要調査	1 業務	
(13) 漁場利用状況調査	1 漁協	
(14) 河川実態調査	1 業務	
(15) 区間別漁獲量等調査	1 業務	
(16) 総合的検討	1 業務	
(17) 報告書の作成	1 業務	
(18) 建物等調査（現地踏査）	1 業務	
(19) 事前調査（木造建物A 130㎡以上200㎡未満）	1 棟	建物内部の調査を行わない場合
事前調査（木造建物A 200㎡以上300㎡未満）	1 棟	〃
事前調査（木造建物C 70㎡未満）	1 棟	〃
事前調査（木造建物C 70㎡以上130㎡未満）	2 棟	〃

（指示事項）

第 10 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりとし、共通仕様書第 186 条及び第 187 条に規定する「別記 7」内水面漁業権等調査検討要領に基づき行うものとする。

《内水面漁業等調査》

（１）内水面漁業権等調査（計画準備）

河川及び漁業の現況等を把握するため、漁業権者ごとに「調査計画表」を作成するものとする。

（２）内水面漁業等調査（現地踏査）

事業の実施に伴い影響が予測される水域に係る漁業権等の範囲内の河川の現地踏査を行い、河川及び漁場の状況を把握するものとする。

現地踏査を実施する場合は、関係機関に協力依頼するとともに関係漁業協同組合の了解を得るものとする。

河川の現況把握のため、河川の状況、河川工作物の現況を確認して写真撮影を行い、「河川模式図」を作成するものとする。

（３）漁業権等調査

関係都道府県の水産部局及び関係漁業協同組合から漁業権免許漁業原簿、県報、内水面漁業調整規則、漁業権行使規則、遊漁規則、特別採捕等許可証等の関係資料について、調査収集し、「漁業権等調査表」及び「漁業権設定範囲図」を作成するものとする。

なお、免許等の更新にあたるものは、最新の関係資料を収集するものとする。

（４）漁業協同組合概要調査

漁業協同組合概要調査は、登記事項証明書、組合定款、業務報告書（総会資料最近 5 ヶ年間）等の関係資料を調査収集し、「漁業協同組合調査表」を作成するものとする。

（５）漁獲量調査

関係漁業協同組合のほか、統計（農林水産統計、都道府県統計）及び税務報告書等の資料を最近 5 ヶ年間を調査収集して「漁法別漁獲量調査表」及び「魚種別漁獲量調査表」を作成するものとする。

（６）遊漁料収入調査

関係漁業協同組合から、最近5ヶ年間の遊漁料収入に関する資料を収集し、「遊漁料収入調査表」を作成するものとする。

(7) 漁法別出漁日数調査

関係漁業協同組合（又は同組合員）から資料を収集し、「漁法別出漁日数調査表」を作成するものとする。

また、「漁法別償却資産等調査表」も作成するものとする。

(8) 増殖事業実績調査

関係漁業協同組合から、最近5ヶ年間の増殖事業費に関する資料を収集し、「増殖事業実績調査表」を作成するものとする。

(9) 魚価調査

魚種ごとに販売経路を確認の上、魚市場、料理店、漁業協同組合及び同組合員等から聞き取り調査（販売手数料がある場合は控除）を行い、「魚価調査表」及び「月別魚価調査表」を作成するものとする。

また、「魚種別漁獲高調査表」及び「漁法別漁獲高調査表」も作成するものとする。

なお、遊漁料収入がある場合には、当該収入を漁獲高に反映させるものとする。

(10) 漁業経営費調査

漁業協同組合（同組合員）及び漁業精通者から聞き取り調査を行い、「漁業経営費調査表」を作成するものとする。

なお、増殖事業を実施して遊漁料を徴収している場合は、遊漁料徴収に対応する増殖費用を経営費に反映させるものとする。

(11) 収益率の算定

調査結果を基に漁場ごとの収益率を算定するものとする。

なお、収益率の算定にあたっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱第18条及び「同運用方針」第7によるものとする。

(12) 漁場環境概要調査

魚族の生育状況について、調査地点を定め投網等により魚類等を捕獲し魚種別生息状況を確認して写真撮影を行うほか、漁業精通者から聞き取りを行い「魚種別生息分布図」を作成するものとする。

また、必要があれば、河川内の底生生物及び水生昆虫等の生息状況についても併せて調査するものとする。

(13) 漁場利用状況調査

漁場の利用状況の把握については、漁法別に漁業権等の行使状況を調査し、「漁場利用図」を作成するものとする。

(14) 河川実態調査

河川工作物等を確認し、写真撮影を行うとともに「河川工作物等設置状況調査表」を作成するものとする。

なお、当該調査表の河川工作物は、「河川模式図」の河川工作物の現況と一致させるものとする。

(15) 区間別漁獲量等調査

河川工作物等で仕切られた区間ごとの漁場面積を算定し、「区間別漁場面積の算定表」を作

成するものとする。

なお、河川工作物等間の漁獲量の把握については、河川工作物等の上、下流部における魚種別漁獲量を調査し、「区間別魚種別漁獲量調査表」及び「区間別魚種別漁獲高調査表」を作成するものとする。

(16) 総合的検討

調査結果をもとに、事業の実施に伴い予測される漁業への影響について総合的な検討を行い、必要な漁業補償の概要を取りまとめるものとする。

(17) 報告書の作成

調査表及び漁業関係資料等を取りまとめの上、報告書を作成するものとする。

《建物等調査》

(18) 建物等調査（現地踏査）

調査区域の現地踏査を行い、調査にあたっての現状把握を行う。

(19) 事前調査（木造建物）

①調査区域内の建物について、工事施工前の現状を把握するための調査とする。

②調査対象の建物の敷地以外の土地に立ち入る場合は、その土地の権利者の了解を得るものとする。

③調査時に支障となる立竹木の伐採、除去等を行う場合は、その立竹木の権利者の了解を得るものとする。

④調査結果について、建物所有者の確認を得るものとする。

⑤権利者に対する立会日当は、受注者の負担とする。

第4章 成 果 物

（成果物等）

第 11 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 内水面漁業権等調査（調査準備） ①調査計画表	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(2) 内水面漁業権等調査（調査準備及び現地調査） ①河川模式図	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み

(3) 漁業権等調査 ①漁業権等調査表 ②漁業権設定範囲図	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(4) 漁業協同組合概要調査 ①漁業協同組合調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(5) 漁獲量調査 ①漁法別漁獲量調査表 ②魚種別漁獲量調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(6) 遊漁料収入調査 ①遊漁料収入調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(7) 漁法別出漁日数調査 ①漁法別出漁日数調査表 ②漁法別償却資産等調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(8) 増殖事業実績調査 ①増殖事業実績調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(9) 魚価調査 ①魚価調査表 ②月別魚価調査表 ③魚種別漁獲高調査表 ④漁法別漁獲高調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み

(10) 漁業経営費調査 ①漁業経営費調査表	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(11) 収益率の算定 報告書本文	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(12) 漁場環境概要調査 ①魚種別生息分布図	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(13) 漁場利用状況調査 ① 漁場利用図	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(14) 河川実態調査 ①河川工作物等設置状況調査表	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(15) 区間別漁獲量調査 ①区間別漁場面積の算定表 ②区間別魚種別漁獲量調査表 ③区間別魚種別漁獲高調査表	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(16) 総合的検討 報告書本文	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(17) 報告書の作成	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
(18) 建物等調査（現地踏査） 報告書本文	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み

(19) 事前調査（木造建物） ①建物等配置図 ②事前調査書等 1) 調査区域位置図 2) 調査区域平面図 3) 建物等調査一覧表 4) 建物等調査書（平面図・立体図） 5) 損傷調査書 6) 写真集	電子データ	正副2部	C D－R等
	書 面	1部	綴じ込み

2 成果物の提出先は、東北農政局津軽土地改良建設事務所十三湖農地防災事業建設所とする。

第5章 業務実績データの作成及び登録

（登録機関）

第12条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第6章 打 合 せ

（打合せ）

第13条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局津軽土地改良建設事務所十三湖農地防災事業建設所とする。

ア 業務に着手するとき

イ 業務の中間打合せ（3回）

ウ 成果物のとりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第41条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

第7章 契 約 変 更

（契約変更）

第14条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

（1）第9条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

- (2) 第 11 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (3) 第 13 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 水産専門家、学識経験者の意見徴集及び関係漁業協同組合の現地立会いが必要になった場合
- (6) その他

第 8 章 そ の 他

(管理技術者及び打合せ)

第 15 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局津軽土地改良建設事務所十三湖農地防災事業建設所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(疑 義)

第 16 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別 添

業 務 施 行 位 置 図

